



発行 新潟県  
**第 77 号**  
 平成24年10月2日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1192 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 1193 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1194 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 1195 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1196 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 1197 道路の区域変更（道路管理課）
- 1198 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（文化行政課）
- 一般競争入札の実施（文化行政課）

企業局公告

新潟東部太陽光発電所（3号系列）建設工事に係るプロポーザル競技の実施について（企業局施設課）

選挙管理委員会規程

- 8 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
荒海 雄治（はり・きゅう）	らいふマッサージ治療院 新発田店	新発田市舟入町1-6 -16-101	平成24年7月4日
石井 敬二（あん摩・マッサージ）	らいふマッサージ治療院 新発田店	新発田市舟入町1-6 -16-101	平成24年8月27日
間野 浩正（柔道整復）	なごみ整骨院 鍼灸院	見附市新町3-12-10	平成24年8月12日
間野 浩正（はり・きゅう）	なごみ整骨院 鍼灸院	見附市新町3-12-10	平成24年8月12日

◎新潟県告示第1193号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 新潟手の外科研究所病院
- 2 所在地 北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地
- 3 有効期間 平成24年10月2日から  
平成27年10月1日まで

◎新潟県告示第1194号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	新潟県生第402号
肥料の種類	肉かす粉末
肥料の名称	チキンパウダーA
保証成分量	窒素全量 8.0パーセント
その他の規格	その他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	新潟県化製興業株式会社 新潟県長岡市大沼新田599番地
有効期間	平成24年10月16日から平成30年10月15日

◎新潟県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営新外谷地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成24年10月3日から平成24年10月31日まで
- 3 縦覧に供する場所  
南魚沼市役所
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年10月3日から平成24年10月31日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月2日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
------------	-----	-----	--------	-------	-------	------

新潟市 新津郷土地改良区	小向水田	農業用道路施設整備（基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	新潟市秋葉 区役所	第48条
-----------------	------	---------------------	----	---------------------------	--------------	------

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

### ◎新潟県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 神立湯沢線
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字湯沢字清水田288番2から	新	8.9～29.2メートル	149.0メートル
同郡同町大字湯沢字清水田273番2まで	旧	6.9～15.6メートル	149.6メートル

### ◎新潟県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 路線名 県道 神立湯沢線
- 供用開始の区間  
南魚沼郡湯沢町大字湯沢字清水田288番2から同郡同町大字湯沢字清水田273番2まで
- 供用開始の期日 平成24年10月2日

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名称 イオン県央ショッピングセンター  
 所在地 燕市井土巻字切間710  
 設置者 イオンリテール株式会社

- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称の変更）に関する届出  
公告日 平成24年5月11日
- 3 意見の概要
  - (1) 燕市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間  
平成24年10月2日から平成24年11月2日まで

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成24年度越後・日光・三国山系カモシカ保護地域特別調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託等件名  
平成24年度越後・日光・三国山系カモシカ保護地域特別調査業務
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 委託期間  
契約日から平成25年3月18日まで
  - (4) 業務委託を行う場所  
入札説明書による。
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 民事再生法（平成11年法律第225条）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者
    - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続きを開始した者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをされた者
    - ウ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (3) 過去3年以内に本委託業務と同等以上又は類似する業務に係る実績があることを証明した者であること。
- 3 入札説明書の交付期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
  - (1) 交付期間  
本公告日から平成24年10月4日（木）まで。ただし、本公告日から平成24年10月3日（水）の各日は午前9時から午後5時15分までとし、平成24年10月4日（木）は午前9時から午後3時までとする。
  - (2) 交付場所  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁文化行政課文化係

電話番号 025-280-5619

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 問合せ等

入札説明書による。

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成24年10月9日(火)午後1時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という)第43条第1号に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を本公告日から平成24年10月4日(木)までの午前9時から午後5時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。また、入札参加者は入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 誓約書の提出

「暴力団等の排除に関する誓約書」については入札説明書による。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、平成24年度北アルプスカモシカ保護地域特別調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 委託等件名

平成24年度北アルプスカモシカ保護地域特別調査業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約日から平成25年3月18日まで

(4) 業務委託を行う場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225条）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続きを開始した者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者

ウ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 過去3年以内に本委託業務と同等以上又は類似する業務に係る実績があることを証明した者であること。

## 3 入札説明書の交付期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

### (1) 交付期間

本公告日から平成24年10月4日（木）まで。ただし、本公告日から平成24年10月3日（水）の各日は午前9時から午後5時15分までとし、平成24年10月4日（木）は午前9時から午後3時までとする。

### (2) 交付場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁文化行政課文化係

電話番号 025-280-5619

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

### (3) 問合せ等

入札説明書による。

## 4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成24年10月9日（火）午後2時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

## 5 その他

### (1) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という）第43条第1号に該当する場合は免除する。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を本公告日から平成24年10月4日（木）までの午前9時から午後5時まで以上に上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。また、入札参加者は入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

### (5) 契約書作成の要否 要

### (6) 誓約書の提出

「暴力団等の排除に関する誓約書」については入札説明書による。

### (7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (8) その他

詳細は入札説明書による。

## 企業局公告

## 新潟東部太陽光発電所（3号系列）建設工事に係るプロポーザル競技の実施について（公告）

新潟東部太陽光発電所（3号系列）建設工事に係る設計・施工一括工事（以下「本件工事」という。）を請け負う事業者を選定するため、下記により技術提案資料の提出を招請する。

平成24年10月2日

新潟県企業管理者 藤澤 浩一

## 1 工事名称

新潟東部太陽光発電所（3号系列）建設工事

## 2 工事の目的

新潟県企業局は、新潟県阿賀野市の新潟県東部産業団地で運用中の2メガワットの太陽光発電設備「新潟東部太陽光発電所1号系列、2号系列」の実績及び固定価格買取制度の開始を踏まえ、電気事業として新たに15メガワットの太陽光発電設備を同団地において建設する。

## 3 事業者選定方式

プロポーザル競技方式とする

## 4 公募概要

新潟東部太陽光発電所（3号系列）建設工事に係るプロポーザル競技（以下「プロポーザル競技」という。）の実施内容については、新潟東部太陽光発電所（3号系列）建設工事に係るプロポーザル競技実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）の定めるところによる。

## 5 プロポーザル競技への参加資格

## (1) 単体企業

以下の要件をすべて満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件工事にかかる参加申込書を提出した日から新潟県企業局建設工事等参加資格・指名審査会までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき電気工事業に関し、特定建設業の許可を受けていること。

カ 新潟県内に営業所を有すること。なお、営業所とは建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ、平成24・25年度の入札参加資格者名簿に登載されているものをいう。

キ 新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）の規定に基づく入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受け、電気工事に関し、平成24・25年度入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、参加申込時点で入札参加資格審査の申請中であってもかまわないが、10(1)アに定める提出期間内に名簿に登載されていること。

ク 平成24・25年度の入札参加資格審査において、電気工事にかかる格付がA級であること。

ケ 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。

① 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

② 参加申込書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

コ ケに掲げる専任者は、契約日以降において、他工事での主任技術者又は監理技術者と重複しないこと。

サ 過去5年間（平成19年4月1日以降）において、元請けとして国内で出力250kW以上の太陽光発電設備の施工実績がある者。

シ プロポーザル実施要領の交付を受けている者であること。

## (2) 特定共同企業体

特定共同企業体にあつては、構成員のすべてが(1)アからオまで、キ及びクの要件を、特定共同企業体として(1)ケ及びコのすべての要件及び以下の要件をすべて満たす者であること。

ア 構成員のいずれかが新潟県内に主たる営業所を有すること。なお、営業所とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ、平成24・25年度の入札参加資格者名簿に登載されているものをいう。

イ 構成員の数は2者であること。

ウ 代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率と同一又はそれより大きいこと。

エ 代表構成員以外の構成員の出資比率が30%以上であること。

オ 構成員のいずれかが、本工事に係る他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 構成員のいずれかが、(1)サ及びシに掲げる要件を満たしていること。

## 6 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所

プロポーザル実施要領の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより、プロポーザル実施要領の交付を受けること。

(1) 交付期間 公告の日から平成24年10月9日(火)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項の各号に規定する日を除く)の各日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 交付場所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県企業局 総務課 総務係

## 7 質問の受付

参加申込みに関する質問について、下記のとおり受け付ける。

(1) 受付期間 6(1)に定める期間

(2) 質問様式 プロポーザル実施要領による

(3) 質問方法 持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(4) 回 答 新潟県企業局ホームページで公表する。なお、回答にあたっては、質問者名等は公表しない。

(5) 受 付 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県企業局 総務課 総務係  
ファクシミリ：025-283-9357  
電子メール：ngt300010@pref.niigata.lg.jp

## 8 参加申込書の提出

プロポーザル競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出様式 プロポーザル実施要領による

(2) 提出期間 公告の日から平成24年10月16日(火)午後5時15分(郵送の場合は当日必着)まで

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留)により提出すること。

(4) 提出場所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県企業局 総務課 総務係

## 9 参加資格の確認(特定共同企業体のみ)

(1) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

ア 提出期間 公告の日から平成24年10月16日(火)午後5時15分まで

イ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者)又はその代理人の持参による。

ウ 提出場所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県企業局 総務課 総務係

エ 提出書類 新潟県建設工事入札参加資格審査規程による特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類 2部

(2) 特定共同企業体の審査結果通知

ア 特定共同企業体の審査結果は、申請者に平成24年10月24日(水)までに書面により通知する。

イ 特定共同企業体としての資格が認められなかった者は、特定共同企業体の審査結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

## 10 提案資料等の提出

(1) プロポーザル競技の参加申込書を提出した者は、技術提案書及び設計・工事見積書(以下「技術提案資料」という。)を次に定めるところにより提出すること。



- ア 提出期間 公告の日から平成24年11月12日(月)午後5時15分(郵送の場合は当日必着)まで  
イ 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留)とする。  
ウ 提出場所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県企業局 総務課 総務係

エ 提出部数 本書1部、写し7部

(2) 技術提案は、1者につき1提案とする。

(3) 新潟県企業局は、提出された技術提案資料の作成及び提案に関する追加資料を提案者に求めることができる。

(4) 技術提案資料の作成及び提案、審査に必要となる書類の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者が提出した技術提案資料等に虚偽の記載がある場合は、失格とする。また、虚偽の記載をした者について、新潟県指名停止基準に関する規程により指名停止の措置を講じる。

(6) プロポーザル実施要領の「2 公募条件」を満たしていない場合は審査の対象から除外する。

(7) 提出後の書類の追加及び修正等の再提出は認めない。

(8) 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、新潟県企業局が事業者の選定のために必要な範囲において複製を作成する場合は、技術提案書等を無償で使用する権利を持つものとする。なお、プロポーザル競技終了後に技術提案書等の資料を使用する場合は、提案者の了解を得て使用するものとする。

(9) 記載した配置予定技術者は変更できない。ただし、病気、死亡、又は退職等特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者である旨を新潟県企業管理者が了解した場合に限り可能とする。

(10) 提出された技術資料は返却しない。

#### 11 技術提案資料の予備審査

(1) 新潟東部太陽光発電所(3号系列)建設工事プロポーザル予備審査会(以下「予備審査会」という。)は、技術提案資料等の審査を行う。

(2) 予備審査会は、技術提案資料を提出した者が5者を超えた場合には、技術提案資料の本審査に参加できる者として5者程度を選定する。

(3) 技術提案資料を提出したすべての者には、本審査への参加の可否を書面で通知する。

(4) 予備審査会の審査内容及び審査結果についての質問等には応じない。

#### 12 技術提案資料の本審査

(1) 提出された技術提案資料は、新潟東部太陽光発電所(3号系列)建設工事プロポーザル審査会(以下「本審査会」という。)において、プロポーザル実施要領の「4 提案に求める内容」を厳正かつ公平に評価して審査する。

(2) 技術提案資料のヒアリングを次の方法により行う。

ア 実施日 平成24年11月28日(水)(予定)

イ 場所 新潟県庁

ウ その他 ヒアリングの時間は参加者に別途通知する。出席者は資料の内容を説明できる者とする。  
なお、ヒアリングに参加するために要した経費は、参加者の負担とする。

説明時間：10分以内(予定)、質疑：25分程度(予定)

(3) 評価基準及び評価方法

ア 評価基準 本審査会において定める。

イ 評価方法 技術提案書を点数化した総合得点をもって評価する。

(4) 随意契約協議の相手方の決定方法

ア 本審査会において、技術提案資料を厳重に審査し、最優秀提案者1者を決定する。

イ 本審査会によって決定された最優秀提案者は、新潟県企業局建設工事等参加資格・指名審査会の手続きを経て、随意契約の協議の相手方として決定される。

ただし、本審査会で決定した最優秀提案者が、新潟県企業局建設工事等参加資格・指名審査会までの間に、プロポーザル競技の参加資格を満足しないことが判明した場合は、次点の者を選定する。

ウ 審査結果は、書面により通知する。

エ 審査内容及び審査結果についての質問等には応じない。

#### 13 その他

(1) 新潟県企業局が配布する資料等は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(2) プロポーザル実施要領に定めのない事項については新潟県企業局が定める手続による。

(3) 参加申込書を提出した後に辞退をする場合は、「プロポーザル辞退届」を提出すること。

- (4) プロポーザル競技に関して苦情申立てがあり、その内容が妥当であると認められる場合には、競技を中止又は延期することがある。
- (5) プロポーザル競技に関する一連の手続及び契約に関する手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語（名義に関する部分を除く）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) プロポーザル競技実施後の本件の契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程、その他新潟県の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

選挙管理委員会規程

**新潟県選挙管理委員会規程第8号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第3の1（身体障害者支援施設）</b>			<b>別表第3の1（身体障害者支援施設）</b>		
市区町村名	支援施設の名称	所 在 地	市区町村名	支援施設の名称	所 在 地
新潟市北 区	<u>障がい者支援施設 松</u>	新潟市北区松潟14 82-1	新潟市北 区	<u>身体障害者療護施設</u>	新潟市北区松潟14 82-1
	<u>潟の園</u>			<u>松潟の園</u>	
(略)			(略)		
長岡市	(略)	(略) 長岡市王番田2900 番地	長岡市	(略)	(略) 長岡市王番田2900 番地
	<u>障害者支援施設 リ</u>			<u>リハビリセンター王見</u>	
	<u>ハビリセンター王見台</u>			<u>台</u>	
	<u>障害者支援施設 リ</u>			<u>身体障害者療護施設</u>	
	<u>ハビリセンター王見台</u>			<u>リハビリセンター王見</u>	
<u>(療護部)</u>		番地	<u>台</u>		番地
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。